

武蔵野市福祉資金貸付制度見直し検討委員会答申 目次(案)

【1】両制度の経緯

1 有償在宅福祉サービス事業と福祉資金貸付制度の経緯

(1) 武蔵野市福祉公社の設立及び両制度の創設の経緯

- ・ 公的な在宅福祉サービスが不足するなか、有償サービスを提供する福祉公社を設立し、一体的なサービス提供を開始した。
- ・ 利用料金の支払い方式として、無年金者など現金収入の少ない方向けに居住不動産を担保とする福祉資金貸付制度を設定した。

(2) これまでの提言

- ・ 利用料金の改定。緊急対応料金の別途設定
- ・ 市からの財政支出ではなく、公社の基金を活用し制度を維持する仕組みへの変更
- ・ 介護保険制度の開始により協力員制度の存続は困難
- ・ リバースモーゲージは国や民間制度で補えるか見直す
- ・ 有償在宅福祉サービスと権利擁護事業の統合

【2】有償在宅福祉サービス事業について

1 有償在宅福祉サービス事業の現状と課題

(1) 事業の現状

- ・ 介護保険制度の普及により公的在宅サービスが整備され、有償在宅福祉サービスが需要・供給ともに低下しており、サービス内容がニーズと合っていない。

(2) 課題

- ・ 認知症高齢者の増加や障がい者を支援するため、権利擁護事業の必要性が増大している状況において、今後どのようなサービスを提供していくか。
- ・ サービス内容に見合った利用料金にすべきである。

2 有償在宅福祉サービス事業の評価

(1) 包括的なトータルサービス

- ◇ 定期訪問による相談援助を基調に、社会資源仲介機能、親族機能の代行機能、緊急時対応等の身上配慮サービス、家事・介助サービスを提供し、家族のサポートが見込めない独居高齢者や高齢者のみ世帯の在宅生活を支えてきた。
- ◇ 介護保険導入により家事援助サービスが減り、在宅介護支援センターの整備により相談も減り、公社利用者が減った。他の代替サービスができ、個別サービス利用が減ってきた。
- ◇ 家事援助サービスはヘルパーで代替可能、夜間の対応も介護保険制度の夜間対応型

訪問介護等で代替可能である。

- ◇ 家族代替機能、身上配慮の部分は、これに代わるサービスがない。
- 代替サービスがあればそれで良い。もともと標準以上のサービスを提供している。
- 有償在宅福祉サービスの全ての内容と権利擁護とが本当に必要なのか、権利擁護プラス有償在宅福祉サービスのごく一部の利用なのか。ニーズの高いものと、他でまかなえるものとを精査する必要がある。

(2) 利用料金の評価

- 外部から見ると、サービス内容に対して利用料金が低いことが最大の課題である。
- これだけ赤字が出る話は聞いたことがない。民間施設や事業者との温度差に驚いている。
- 有償在宅福祉サービスの財源には税や寄付金が投入されている。ある意味で民業の圧迫ともいえる。

3 有償在宅福祉サービス事業の将来像(今後のあり方)

- ・介護保険制度等により在宅介護に対する社会保障制度が定着してきており、民間が提供できるサービスは民間に任せていく。
- ・福祉公社でなければ提供できないサービス、役割に沿ったサービスを提供していく。
- ・介護保険制度及び在宅介護支援センター・地域包括支援センターやケアマネジャーなど社会資源の充実に伴い、有償在宅福祉サービス事業を廃止する。
- ・高齢者のニーズに合わせ、権利擁護事業とその後の継続的な支援としての成年後見事業を強化していく。
- ・収支の均衡を図り、財政の健全化により団体経営を安定化し、継続的なサービスを提供する。

(1) 安心サービスの必要性

- ◇ 家族代替機能や身上配慮の部分は代替サービスがなく、今後増える独居の認知症高齢者などの在宅生活を支えていくために必要なサービスである。
- ◇ 安心サービスの一部を、利用者が自身の状況に合わせ必要なサービスが選択できるように、オプションサービスとして提供する。

(2) 権利擁護事業との一体化

- ◇ 従来の権利擁護事業を行うとともに、家族機能等の希薄な高齢者等のために、必要に応じて安心サービスを付加し、高齢者等の生活を包括的に支援する権利擁護事業を展開する。
- 市の福祉施策の中で最も弱いが実施すべきは成年後見事業であるが、現段階では民間企業で実施できていないことから、市として積極的に進めていくべきである。

(3) サービスの切り分けの必要性

- ◇ オプションを含めた利用料設定により、個々の利用者のサービス対価としての負担額の適正化を行い、事業収支の改善を図る。
- 様々なニーズが増加していくことが予想されるため、限られた公社の人員やノウハウをどこに投入するか、施策の取捨選択が必要である。
- 今後の方向性としては、サービス内容にあった利用料金に値上げするか、もしくは負担してもらえ利用料金内のできるサービス内容に見直すかである。
- 現在はトータルパックプランだが、利用料金と提供サービスのバランスを考える必要がある。

※ 見直し素案に対する意見(抜粋)

① 見直しの方向性『権利擁護事業との一体化』

- ・新規契約はせず、利用者がいなくなった時点で廃止。それまでは経過措置
- ・新権利擁護事業(権利擁護ベース+安心サービス(仮称)+オプション設定)
- ・必要な人に「身上配慮サービス」を残す(安心サービス)
- 地域福祉権利擁護事業の外出しサービスと同様の方法でオプションサービスを設定し、内容的に今までと変わらないサービス提供であり、方向性に問題ない。
- 方向性については理解する。人数が増える設定となっているが現実的な数字なのか。
- 方向性は妥当である。

② 料金設定『サービス内容に見合った利用料金』

- ・権利擁護と安心サービス別料金、消費税外税、2人目以降徴収、オプション設定など
- 見直しにより料金が高額になる中で、一般的な権利擁護事業や地域福祉権利擁護事業や民間サービスに対して、料金を含めて特徴(差異性)を出していく必要がある。
- サービスのオプション化により別途料金徴収となると、安い方がよいと考える人が出てくる可能性がある。需要の見通しは厳しく考えておいた方がよい。

③ 経過措置対応

- ・経過措置終了期間、併用者利用免除の廃止
- 終了時期については、人数の推移等を見ながら5年後くらいに再検討。
- 新権利擁護事業に移行する人と、移行せず3年間は低料金のままの人との料金に開きがあり、公平性が保たれない。

【3】福祉資金貸付制度について

1 福祉資金貸付制度の現状と課題

(1) 制度の現状

- ・介護保険制度の創設・普及により、在宅福祉サービスの供給体制・供給量が大きく変化し、福祉公社の提供するサービスが需要・供給ともに低下している。
- ・貸付内容が福祉公社の提供する在宅サービス費用と結びついておらず、福祉資金として市が税を投じて長期間貸し付ける意義は薄れている。
- ・国や民間金融機関による類似事業が実施されている。
- ・制度が持つリスクが顕在化し、債権未回収が発生した。

(2) 課題

- ・制度が包含するリスクを抱えたまま、現行制度を継続すべきではない。
- ・貸付内容が国や民間の類似制度で提供可能であるならば、競合は避けるべきである。
- ・類似制度に市及び福祉公社はどのように関わることができるか。

2 福祉資金貸付制度の評価

(1) 民間等による代替サービスの検証及び評価

- ◇ 類似制度で市制度をほぼ代替できる。貸付内容に制限がないなど柔軟な面がある。
- 市制度は財源に税金が投入されている。ある意味で民業の圧迫ともいえる。

(2) 行政として実施するリスクの是非

- 福祉的な意義はあるが、特定の利用者(現在 18 世帯)に対して税金が投入されている。類似制度に要する費用と同程度か、上回っているのではないか。
- 貸付が焦げ付いた時には市税で補う危険性もあることを考えると、この制度を継続することのメリットが見つからない。
- 民間金融機関の制度よりも利率が低いために事実上税金で補填している。貸付金が焦げ付いた時も税金で補填。「福祉・セーフティネット」と考えた時、「長く暮らしてもらうため」ではリスクが高すぎる。
- 形を変えても存続する大きなメリットがあるかということ、なかなか思い当たらない。

3 福祉資金貸付制度の将来像(今後のあり方)

- ・社会状況が変化し、税を投入してまで制度を維持・実施する時代環境ではなくなった。
- ・介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、障がい者施策など福祉関連経費の増大やインフラ更新のために、今後多額の財源が見込まれる。
- ・市は福祉以外にも多様なニーズに対応するため、様々な施策を展開していく必要があり、年間数千万円を制度維持に要する貸付制度は、一般財源の用途としての優先度は低い。
- ・市は類似制度のあっ旋や住み替え支援、総合相談及び福祉サービスを提供し、民間等と役割を分担する。

- ・見直しにあたっては、税金がどの程度、どこに使われているかを明記し、福祉目的とのバランスを示し、パブリックコメントや市議会等に諮る。
- ・貸付条件を厳格化し、制度を縮小して継続との意見もあった。

(1) 民間等との役割分担

- ◇ 国や民間金融機関による類似制度で市制度の貸付内容は提供可能であり、競合を避ける。
- ◇ 市や福祉公社は、在宅生活の総合相談や権利擁護事業など、福祉サービスの向上を担っていく。

※ 見直し素案に対する意見(抜粋)

① 市制度の廃止

- ・廃止のうえ、経過措置として現利用者は契約終了まで継続。類似制度をあっ旋
 - 民間制度等で代替できるのであれば任せるべきである。
 - 制度廃止の際に障害者の処遇が一番気になっていたが、他の制度でフォローできる見込みであり、高齢の兄弟姉妹世帯も他の類似制度でカバーできる。

② 縮小して継続『貸付条件の厳格化』

- ・対象年齢や限度額を縮小、所得制限や貯蓄額制限を設定、連帯保証人の有無
 - リスクの量は変わるが、リスクの本質は変わらない。何を目的に見直すのか、利子補填や焦げ付きの処理に市税を使うことが妥当かどうかを念頭におくべきである。
 - 住み慣れた環境で可能な限り生活するために有意義な制度。審査の厳格化や期間制限等も考えた上で意義はある。
 - 市は利用受付や斡旋に特化し、資金は民間金融機関に任せる(間接融資)方法もある。
 - 民間金融機関が貸付しているものに対して利子補給する方法もある。
 - 間接的な制度融資は現制度と重複する印象を受ける。選択肢として難しい。
 - 利子補給は市の負担が変わらず、廃止を含めて検討している課題が解決されない。

【4】武蔵野市が目指す方向性について

1 誰もが安心して暮らせる在宅生活に向けて

(1) 福祉公社の果たす役割

- ・公社は高齢者だけでなく、障害のある人などの権利擁護事業及び成年後見制度の利用促進を図り、地域リハビリテーションの理念を市と共有し、公益財団法人の社会貢献のもと、武蔵野市の福祉サービスの向上を市とともに支えていく。
- ・在宅介護支援センター・地域包括支援センターやケアマネジャー、サービス提供事業者等と役割分担をしたうえで、これまでのノウハウや強みを生かし、セーフティネット機能として権利擁護など代替が難しいサービスを担っていく。

(2) 市の役割

- ・市は地域リハビリテーションの理念に立ち、誰もが地域で安心して暮らしつづけられる仕組みづくりを推進するために、特定の会員にのみ税金を投入して手厚いサービスを提供するのではなく、ケアマネジャーや介護事業者、民生委員や地域住民など様々な地域資源と連携し、障がい者への拡充を含め、市民全体に対する福祉サービスの底上げを目指していく。

参考資料：審議経過、資料一覧など